

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「ソーシャル・エンタープライズの拠点・メッカ」づくりを通じた
地域活力・コミュニティの再生

2 地域再生計画の作成主体の名称

江別市

3 地域再生計画の区域

江別市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 概況

江別市は、北海道中央部、石狩川が潤す石狩平野に位置し、人口187万人を数える道都札幌市の東方に隣接する人口12万4千人、面積187平方キロメートルを有する都市である。

本市では、札幌市と旭川市を結ぶ国道12号線を軸として、JR函館本線の鉄道駅を中心に、人口がほぼ拮抗した3地区（江別、野幌、大麻）が東西方向に連担した構造の市街地が形成されてきた。

市東部に位置する江別地区は、古くは、幌内炭鉱と小樽港を結ぶ鉄道の開通、また、石狩川水系の水運と相まって、農産物の集散地、水陸交通の要衝として発展し、本市発展の原動力となったが、近年は、商業、サービスの中心も野幌地区に移動し、衰退が著しい状況にある。

市中央部に位置する野幌地区は、古くは、屯田兵が入植し、その後、昭和26年を皮切りに、数度の土地区画整理事業などにより、徐々に農地の宅地化が進行し、市街地を拡大してきた。特に、ここ数十年は、豊かな住環境と快速電車で札幌市から17分という利便性から、住宅都市としての形態を徐々に整え、発展を遂げてきた。

市西部に位置し、札幌に隣接する大麻地区は、昭和39年からの大規模な道営住宅団地の造成により、市の人口も爆発的に増加した。

また、市内の野幌地区及び大麻地区には、札幌学院大学、北海道情報大学、酪農学園大学、北海道浅井学園大学の4大学が集中し、1万4千人の大学生を擁している。

(2) 地域の課題

全国的に見ると、これまで地域経済を牽引していたベッドタウンとしての成長は鈍り、地域経済の低迷や少子高齢化の進展から、地域活力やコミュニティは衰退傾

向にある。

このような中で、地域課題や市民の望むサービスは、都市化の進展に伴うライフスタイルの変化や生活ニーズの多様化により拡大傾向にある。その一方で、規制緩和や国際化の進展の面からは、市場サービスがより採算性のあるものに特化・シフトし、また、行財政改革の面からは、「小さな政府」による効率的・効果的な行財政運営が求められており、行政サービスがその領域を縮小・後退していくことが予想される。このことは、市場サービスや行政サービスが担いきれないサービスの空白領域が、今後、ますます拡大することを意味している。

これらのことは、本市においても例外ではなく、個別に発展してきた江別地区、野幌地区、大麻地区の3地区分散の都市構造は、これまで、経済活動やコミュニティの中心となる都心核を不在とさせてきた。また、札幌市との結びつきが強く、都市化の著しい進展や新旧住民の混在等により、市民の郷土意識が成熟しないなど、地域活力やコミュニティは決して強くない状況にある。

こうした中、今後、ますます進展する少子高齢化や日本の安全神話の崩壊など、地域にとって、非常に不安な要素が存在するが、特に、防災、防犯、子育て支援、地域福祉など、地域生活基盤に係る課題については、地域が自ら解決することが求められており、これを実現させるためには、地域活力やコミュニティを再生させることが重要な課題となっている。

地域活力やコミュニティの再生に当たっては、地域資源の発掘とその総動員が求められており、特に、社会貢献意欲のある高齢者やまちづくりに関心のある学生などが担い手として期待される。

(3) 今後の取り組み

このような中で、本市は、分散化した都市構造の課題に対応すべく、江別地区から大麻地区まで東西に連なる市街地の中央に位置し、かつ商業機能や金融機関等、都市型サービスの集積などが顕著である野幌地区を新たに都心と位置付け、ここに鉄道高架事業、土地区画整理事業、街路事業等のハード事業を集中的に導入、推進し、これを契機としたまちづくり、都心づくりを計画している。

しかし、こうしたハード事業を実施するだけでは、地域活力やコミュニティの再生を期待することは非常に困難であり、真の地域再生のためには、行政が主導するハード事業、市民主体の地域課題解決型の事業（コミュニティビジネス）を多数起こし継続していく市民側の努力、行政が地域課題解決に取り組む市民活動を適正に評価し支援することなどを総合的に取り組む必要がある。

また、地域活力やコミュニティを再生するためには、社会貢献意欲のある高齢者やまちづくりに関心のある学生などを担い手として生かす必要があり、人材を受け入れるための地域の雇用を創出するとともに、まちづくりの担い手のネットワーク化が求められている。

さらには、そのネットワークを生かした課題解決システムを構築（コミュニティ

ビジネス等の社会性のあるビジネスの起業、それらを束ねたソーシャル・エンタープライズ(社会的企業)のシステム化)し、しっかりと地域社会に根付かせるマンパワーを生かす取り組みが必要である。

なお、第5次江別市総合計画(平成16年3月策定)において、目指す都市像を「人が輝く共生のまち」、都市目標を「創造・うるおい・安全」、そして、実現させるための基本政策の柱の一つとして、「市民協働のまちづくり」を掲げており、市として重点的に取り組むこととしている。

以上のことから、地域の現状、地域課題に留意し、目指す都市像を実現させるために、官主導のハード事業とあわせて行う「ソーシャル・エンタープライズの拠点・メッカ」のまちづくりに資する市民活動について、正當に評価・支援するシステムを、早急に地域社会に構築し、官民協働でコミュニティ再生や地域雇用の創出から地域の再生を目指すこととする。

〔目標1〕今後、毎年最低1以上のコミュニティビジネスを起業させ、計画期間内に5つ以上のコミュニティビジネスを起業させる。

〔目標2〕雇用創出に関しては、中間目標として、計画認定後3年間に5名以上、最終目標として、計画期間内に10名以上の雇用を創出する。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市民活動団体等が中心となって、コミュニティの実態や地域課題の把握に努め、問題解決への手段として「コミュニティビジネスの開発」やその「ソーシャル・エンタープライズ化」、さらには「ハード整備を含んだまちづくりへの市民参加事業」を通して、コミュニティの再生や地域雇用の創出に取り組む。

一方で、市は、鉄道高架事業、土地区画整理事業、街路事業等の推進により、コンパクトな高齢社会に対応した都心づくりを推進するとともに、市民活動団体等の取り組みが、最大の効果を発揮できるような支援システムづくりに取り組む。

これらの取組が相俟って、コミュニティの再生、地域雇用の創出や地域の再生などを効果的に実現する。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

地域再生に資するNPO等の活動支援(内閣府):【C2001】

少子高齢社会の進展や日本の安全神話の崩壊が叫ばれ、防災、防犯、子育て支

援、地域福祉等の分野で、地域に密着したきめ細かなサービスの提供が求められているなか、サービスの主体、提供者として、「地域」がクローズアップされ、地域における課題解決力が、求められる時代になってきた。このことから、市民活動団体等は、地域課題解決型の事業であるコミュニティビジネスをキーとして、次の(1)(2)の事業を推進する。

(1) リングプル交換事業

野幌商店街では、リングプルを回収・換金し、車椅子を提供する事業について、平成12年度より開始しており、現在、全国各地1300の登録団体と連携を図りながら実施している。登録団体は、小中学校、福祉施設等が主であり、増加傾向にある。

一方、自治会等では、最近の児童を狙った犯罪の増加や地震・水害等の自然災害の発生から、自主防災・防犯に対する意識が急速に高まっている。このことから、市民活動団体等は、これまで多くの車椅子を社会に送り出してきた信用・実績や登録団体とのネットワークを活かし、従来の小中学校、福祉施設だけではなく、自主防災防犯活動に取り組む自治会等と連携して、地域ニーズを踏まえ、地域の安全向上につながる品目(防災・防犯グッズ等)や、サービスの提供(例えば、「地域安全マップづくり指導者派遣事業」等)について、次の、により開発する。

自治会等の団体へのアンケート調査等の実施

地域のニーズを把握するため、アンケート調査及び自治会等の意見交換を行い、ニーズを踏まえた提供品目やサービスを選定するとともに、自治会等の団体に対する普及、啓発を図る。

企画会議、講演会の開催

起業アドバイザーを講師に招くなどして、持続可能なリングプルの回収・換金方法、効果的な商品・サービスの提供方法などを検討する企画会議や、一般市民への普及、啓発のための講演会を開催する。

(2) ADHD(注意欠陥多動性障がい)児も受け入れ可能な託児サービス

野幌商店街では、商店街の空き店舗を活用した土曜学校の活動(地域の大学生を含むまちづくり活動団体が、小学生に対して、遊びの中で地域を発見してもらう活動)により、疲弊していた商店街(中心市街地)への人の還流効果が認められた。

一方、地域課題として、障がい児、健常児の境界域にあたるADHD児は、小学1年生の3%から5%いると言われているが、こうした十分なケアを必要とするADHD児等の受け入れ可能な託児サービスは、ニーズがあるものの必ずしも十分に提供されていない状況にある。

また、ADHD児以外の健常児にとっても、商店街（中心市街地）における託児サービスの提供は、小さな子供がいる人の買い物時などにおける一時的な託児にまでサービスを広げるなど、子育て支援や商店街での消費にもつながる等の効果も期待でき、中心市街地の衰退に苦しむ商店街にとっても、利益が享受できるものとする。

これらのことを踏まえ、市民活動団体等は、商店街の空き店舗を活用したADHD児も受け入れ可能な託児サービスについて、以下の内容に取り組む。

< 企画会議、講演会の開催 >

ADHD児の特性にも配慮した保育プログラム・保育体制の検討、更に当該取組がコミュニティビジネスとして持続可能なものにするための検討について、ADHD託児のプランニングに携わったことのある専門家や起業アドバイザーを講師に招いての企画会議や、市内外の住民に対して当該取組について理解を深めてもらうとともに、関係者のネットワーク構築に資する講演会等を開催する。

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

(1) 市民の手によるコミュニティ調査の実施

市民活動団体等は、江別市民がどのようなコミュニティ活動の状況下であり、どのような問題意識を持っているかについて、できる限り客観的に把握し、一連の検討のよりどころとしていくためのアンケート調査を実施する。

(2) 雪だるま式インタビュー調査およびグループインタビュー調査

市民活動団体等は、次の ~ を目的として、地域における課題及び人材の発掘型調査を実施する。

地域課題（市民生活に密着した課題、地域共有性の高い課題）の発掘
地域において開発が期待されるコミュニティビジネスの方向性・テーマの発掘

コミュニティビジネスを担うキーパーソンの発掘

コミュニティビジネスの起業・基盤強化のためのキーパーソンのネットワーク体制・協働体制づくり

(3) コミュニティビジネス先進事例調査

市民活動団体等は、コミュニティビジネスの担い手育成や初動期における諸課題への対処方法などについて、道内外の先進事例から学ぶことを目的として、先進事例調査を実施する。

(4) 個別コミュニティビジネス育成のための調査・企画等

市民活動団体等は、検討された各々のコミュニティビジネスに関して、マーケティング調査や安定経営・基盤強化のために必要な検討・取組みを行う。

(5) 個々のコミュニティビジネスを「ソーシャル・エンタープライズ」へと発展させていくための体制づくりの検討

市民活動団体等は、個々のコミュニティビジネスについて、単に、単発のビジネス開発に終わらせず、それらをコーディネートし、連携づけるとともに、コミュニティビジネス群を、地域再生・まちづくりの柱となる事業群へと成長させていくため、コーディネートシステム・体制づくりの検討を行う。

(6) 本格的な市民参加による官民協働のまちづくりの検討

市民活動団体等は、一般市民に対して、「ソーシャル・エンタープライズの拠点・メッカ」を目指すことの意義・期待効果等を啓発し、また、市が計画する「都心づくりに関連したハード整備のあり方」が「ソーシャル・エンタープライズの拠点・メッカ」づくりにとって、重要な問題であることについての認識を促し、本格的な市民参加による官民協働体制によるハードプランづくりや地域システムづくりの検討を行う。

(7) 社会性を有するコミュニティビジネス等、市民起業を支援するシステムの構築

市は、地域の生活ニーズ、地域課題に対応し、一般市民の支持を得る良質なコミュニティビジネスを支援するために、次の、のシステムを構築していく。

市民活動に対する行政による評価・お墨付きシステム

社会性ある起業を支援していくための「人材紹介・派遣支援」、「情報提供支援」、「場所提供支援」等のシステム

6 計画期間

認定申請の日から平成22年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 毎年、新たに起業したコミュニティビジネス数や雇用創出の状況について、ヒアリング調査を実施する等により評価する。

(2) 平成17年度の「江別のコミュニティ調査」の後、平成21年度に同様の調査を行い、コミュニティの再生具合を評価する。

(3) 地域再生計画に関する市民参加具合の評価に関しては、その尺度として「シェリー・アーンスタインの参加の梯子」^(注)を用い、平成21年度に学識者等をメンバーとした評価委員会を開催し、5年間の評価を行う。

(注) 住民参加の8つの段階について、アメリカの社会学者、シェリー・アーンスタインは、「参加の梯子」という表現で説明している。

「住民参加の梯子」

(シェリー・アーンスタイン 1969)

住民の力が活かせる住民参加（住民の権利としての参加）	8	住民によるコントロール
	7	委任されたパワー
	6	パートナーシップ
印としての住民参加（住民の形式的参加）	5	懐柔
	4	意見聴取
	3	お知らせ
住民参加とは言えない（実質民意無視）	2	セラピー
	1	操り

8 地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 都心整備（まちのハード整備）のあり方を市民参加で検討するための検討会やフォーラムの開催

市民にとって重要なまちづくり課題である都心の「地域交流拠点施設整備」（（仮称）市民の暮らし会館）やコミュニティの中心となる「中心性のある道路整備」に関しては、計画・建設の各段階において、「市民参加・協働」の地域総力体制で進める必要があり、ハード整備の進め方に関して、本格的な市民参加手法による「検討会」や「フォーラム」を開催する。

(2) コミュニティの中心となる都心づくり

市民の理解や関係機関の協力を得ながら、鉄道高架事業、土地区画整理事業、街路事業等を推進し、コミュニティの中心となる都心づくりを行う。また、NPOや市民活動団体等の活動拠点、コミュニティビジネス起業の拠点となる（仮称）「市民の暮らし会館」については、市民主体の運営を目指すこととし、これに向けた運営主体づくり、運営費確保の方法等について、本格的な市民参加・協働体制により検討を進める。